平成２３年（フ）第６２５号
堺市北区新金岡町４丁４番８―105号
債務者　北薗智夏子
1　決定年月日時　平成23年８月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月18日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第９３７号
堺市北区新金岡町４丁３番10―102号、前住所堺市北区中百舌鳥町６丁998番地３　中百舌鳥公園団地５号棟307号室
債務者　小崎　剛史
1　決定年月日時　平成23年８月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月18日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１００４号
堺市堺区出島町２丁７番67号　城間文化103号、前住所堺市堺区緑ヶ丘中町２丁２番８号
債務者　金城　浩明
1　決定年月日時　平成23年８月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月18日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１０７１号
堺市北区東上野芝町２丁468番地１　エンゼルハイム上野芝608号
債務者　湯浅　明尚
1　決定年月日時　平成23年８月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月18日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第４７９号
熊本市新町２丁目12番24号
債務者　金子　　綾
1　決定年月日時　平成23年８月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月18日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第１０５号
北海道登別市登別東町５丁目37番地９　登別東町団地Ｃ―302
債務者　中村　節子
1　決定年月日時　平成23年８月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月19日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２３年（フ）第１０７号
北海道登別市新生町１丁目20番地３
債務者　薩來　敏之
1　決定年月日時　平成23年８月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月19日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２３年（フ）第１１３号
北海道室蘭市母恋南町２丁目３番21号
債務者　三田崎高一
1　決定年月日時　平成23年８月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月19日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２３年（フ）第１１６号
北海道室蘭市増市町１丁目６番８号　プレイスⅠ、前住所北海道室蘭市港北町１丁目７番30―112号　港北ハイツⅠ
債務者　田中　　暢
1　決定年月日時　平成23年８月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月19日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２３年（フ）第４７３号
神奈川県平塚市富士見町７番32号　カーサ富士見201号
債務者　三浦不二男
1　決定年月日時　平成23年８月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月19日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第４７７号
神奈川県秦野市若松町１番２号
債務者　原田　利子
1　決定年月日時　平成23年８月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月19日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第４９０号
神奈川県厚木市温水1989番地２
債務者　冨田佳代子
1　決定年月日時　平成23年８月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月19日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第４９４号
神奈川県小田原市酒匂２丁目38番６号
債務者　廣瀬　朋子
1　決定年月日時　平成23年８月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月19日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第４９６号
神奈川県平塚市立野町11番19号　北村アパート１階
債務者　星野　逸雄
1　決定年月日時　平成23年８月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月19日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第５０７号
神奈川県小田原市井細田616番地　木村アパート
債務者　湯川　智恵
1　決定年月日時　平成23年８月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月19日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第２６２号
長崎県西彼杵郡時津町日並郷3077番地１　雇用促進住宅２棟307号、旧住所長崎県西彼杵郡時津町久留里郷971番地１
債務者　谷井　興輔
1　決定年月日時　平成23年８月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月19日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３１１号
長崎県長崎市江平２丁目５番21号　原田アパート201、旧住所長崎県長崎市本尾町11番28号　県営住宅本尾団地Ａ棟305号
債務者　田中　弥生
1　決定年月日時　平成23年８月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月19日まで
長崎地方裁判所民事部破産係